

# 「新在留外国人等基本法」の 要綱案

「外国人材の受入れに関する円卓会議」  
公開シンポジウム  
2024年1月25日

(公財) 日本国際交流センター (JCIE)  
執行理事 毛受敏浩

# 「外国人材の受入れに関する円卓会議」 2018年発足、発起人25名

## 発足の背景と目的

- ・ 定住化を想定した外国人の受入れについての議論が必要
- ・ 現状は国民的なコンセンサス作りのための議論の場が欠如
- ・ 日本国際交流センターとして、多様なセクターの代表者（政府、経済界、自治体、NPO、外国人等）がそれぞれの分野を超えて議論を行う場として円卓会議の創設を構想

⇒ **望ましい外国人受入れのあり方、受入れ後の社会ビジョンなど、  
日本の将来に向けての方向性を幅広く議論し発信する。**

# 「円卓会議」のこれまでの提言活動

## 2019年2月

### 「在留外国人等基本法」の提言

- ・共生社会を構築する上での必要な基本理念、政府の役割等

### 「外国人とともに創る日本の未来ビジョン」

- ・異文化や人材を積極的に受け入れた歴史と国をひらく未来の可能性

## 2021年6月

### 「アフターコロナ時代に向けての外国人受入れ政策のあり方

### —「選ばれる国」への新提言」

- ・外国人受入れ政策の方向性を明示
- ・ライフプラン・キャリアパスを想定した支援

# なぜ今「新在留外国人等基本法」か？

## 国内では

- ・ コロナ明けとともに在留外国人の急増 322万人（年間30万人の増加）
- ・ 人口減少の激化 年間82万人の日本人減少
- ・ 外国人受入れ態勢未成熟

## 海外では

- ・ 近隣諸国で人口減少深刻化、人材の獲得競争激化
- ・ 円安の進行で日本の魅力低下
- ・ 「選ばれる国」であり続けられるか？

# 新在留外国人等基本法で目指すもの

1. 安心・安全で活力ある日本の発展のため、将来にわたり在留外国人の日本社会での位置付けを明示する
2. 政府、国民、企業、外国人の責務を明確化する
3. 社会の意識変革と開かれた国「日本」の世界へのメッセージ

# 定住を想定しない受け入れ

ボランティア主導の  
日本語教育

一時的な労働者の認識

外国人子弟は  
義務教育ではない

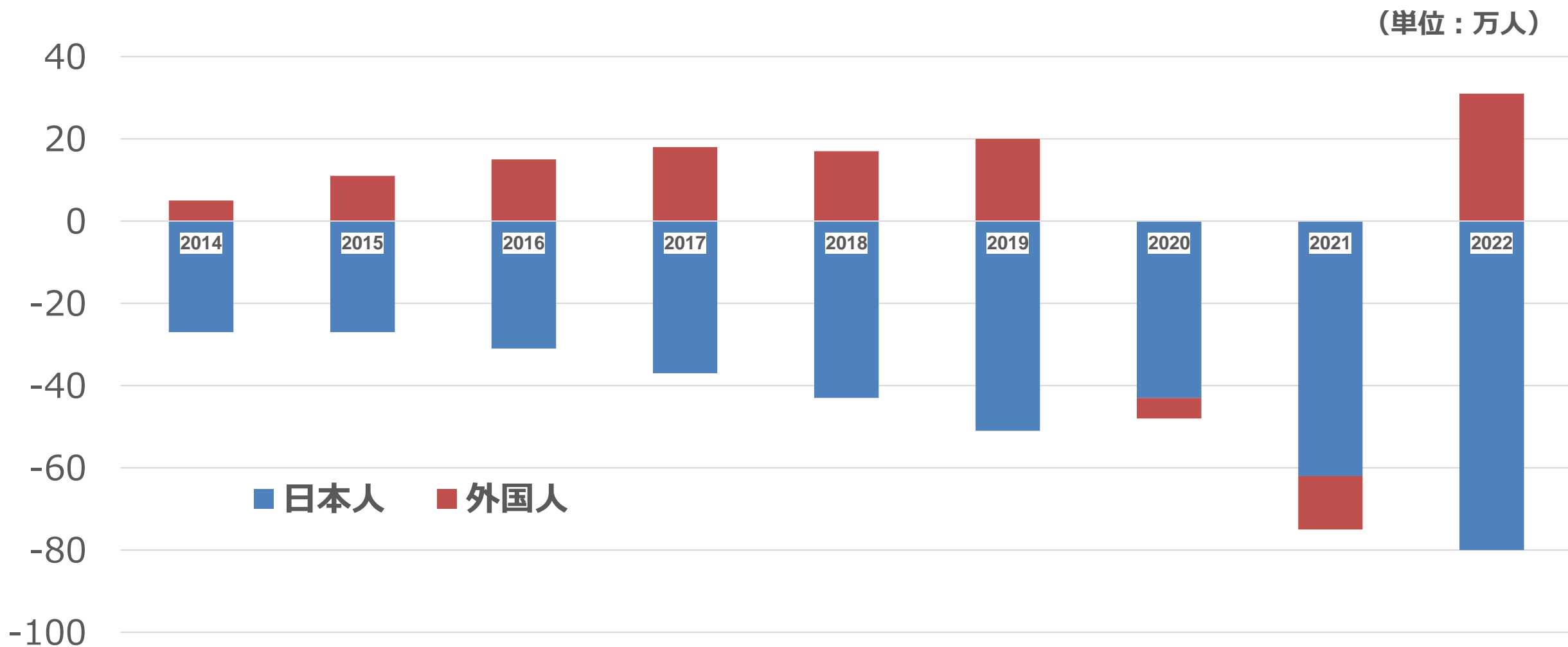
- 低い日本語能力
- 生活上の不便、日本人との摩擦、職業上の不利益

- 技能実習生・デカセギ留学生への依存（雇用の調整弁的雇用）
- 低賃金依存産業拡大

- 不就学児童生徒拡大
- 学力不足、中退、能力不足のまま社会へ

在留外国人の多様化と、問題の複雑化

# 日本人と外国人の人口増減の推移



日本人：総務省住民基本台帳人口、外国人：法務省在留外国人数

# 「新在留外国人等基本法要綱案」(1)

## 1. 法の目的

日本国民と在留外国人等が相互に文化、人格、個性を尊重しあいながら、日本社会の一員として人権が尊重される共生社会のための基本理念を定める。

## 2. 基本理念

- ・ 国は在留外国人等が日本社会の一員として多面的な貢献を行う能力と可能性を有する存在であるとの認識のもと、適正規模の受入れを進めるとともに、在留外国人等を統合することにより、安心、安全で活力ある社会を実現する。
- ・ ライスステージに沿った包括的な取組みが必要との認識のもと、在留外国人等の社会統合・包摂について合理的な配慮を行う。
- ・ 国、地方公共団体、地域住民等の有機的な連携により総合的に実施する。
- ・ 日本国民は在留外国人等のアイデンティティに対する十分な配慮等を行い、何人も国籍等により差別されることのないよう配慮しなければならない。



# 「新在留外国人等基本法要綱案」(2)

## 3. 国と地方公共団体の責務

- ・ 国は在留外国人等に関する施策を総合的に策定し、これを実施する。
- ・ 国は関連する他の法令及び改正を行う場合は、この法律の基本理念に沿って行わなければならない。
- ・ 国は地方公共団体を含めた財源補確保と必要な措置をとる。
- ・ 地方公共団体は外国人の受入れと定着の推進にかかわる体制の整備と政策の実施のための措置を行う。

## 4. 事業者の責務

- ・ 在留外国人等を雇用する事業主は、政府に対して協力するとともに、労働環境の整備や外国人の日本語学習や職業訓練などの適正な教育訓練の提供等に努める。

# 「新在留外国人等基本法要綱案」(3)

## 5. 日本人の責務及び在留外国人等の責務

- ・ 日本国民は日本社会の持続的かつ健全な発展のために在留外国人等を社会の構成員として受入れる重要性を理解し、在留外国人等との協力、共生の推進に寄与するよう努める。
- ・ 在留外国人等は、日本社会の一員として安心、安全な地域社会の実現に向けて社会参加するよう努める。

## 6. 基本方針と基本計画の策定

- ・ 国は基本方針として在留外国人等の居住、就労実態等を把握し、地域による格差が生じないように必要な措置とる。
- ・ 基本方針と基本計画を5年おきに策定する。策定に当たっては在留外国人、事業主、NPO等の関係者の意見を聞き、尊重するよう努める。

# 「新在留外国人等基本法要綱案」(4)

## 7. 在留外国人等政策委員会

基本計画の策定、変更等の総合調整を行う諮問機関として内閣府もしくは出入国在留管理庁に在留外国人等政策委員会を設置する。各層の意見を聞き調査、審議を行い、施策の実施状況の点検、評価を行う。

## 8. 啓発活動

共生社会の実現に向けて、基本理念に関する理解を深めるために啓発活動を行う。教育機関は公正な教育機会の提供、多様性の尊重と共生社会の実現に向けた教育実践に努める。

## 9. 情報の収集、整理と提供

- ・ 国は国内外における在留外国人等に関する情報の収集、整理、提供、必要な調査及び統計の実施に努める。
- ・ 現状を明らかにする白書を作成し国会に提出する。